

ただウイリスの医学教育は、医師として西南戦争に従軍した者がいたにしても、業務の性格上戦死者も少かつたろうし、ウイリスの指導を受けた学生は同時に百五十名も居たというから、戦争ですべてが失われるには至らなかつたろう。その意味で鹿児島におけるお雇い外国人の業績として、その後にまで県民をうるおしたもののは、最も早く雇傭されたウイリスのそれだつたというべきであろう。

〔補註〕 森有礼がその英語塾生中から東京に遊学させた岩山壯八郎は、西郷隆盛の夫人イトの弟岩山敬義と同一人ではないかと思われる。敬義はその後、アメリカに留学して、農業・牧畜等の研究を行い、大久保利通の命で新宿試験場や、下総種畜場で指導に当つた。

三月八日鹿児島港に入り、久光及びその子で前鹿児島藩主忠義に勅旨を伝え、十二日鹿児島を出航して翌十三日長崎に着いた。この時政府は黒田に、鹿児島県雇傭外国人を受取り鹿児島を立退かせることを委任した。この点に関して柳原と黒田両者の話合いで、勅使自ら処理することにし、九日ウィリスとクラーメルは、さきに私学校徒に捕えられて入獄していた警視局警部中原尚雄ら五十七人と共に接収されたのである。ウィリスらは長崎に上陸、中原らは長崎県裁判所検事に引渡された。ウィリスらの引揚げで鹿児島県のお雇い外国人はすべて退去したわけである。(明治天皇紀)。

その後新任の鹿児島県令岩村通俊は、これらお雇い外国人をすべて解雇することにし、代りに東京・大阪その他で新たに県属官を採用した。(丁丑日記)(明治十年鹿児島県庁日誌)五月十八日の條に次のようにある。

前県令大山綱良在職中雇入外国人シケッペル氏外五人処分之儀ニ付、御用掛小野修一郎ヲ西京ニ遣シ、大久保内務卿へ伺ノ上、都合ニ依リ東京ニ至リ処分セシメ、且大阪・東京其他地方ニ於テ、本県新任ノ属官ヲ採用セシム、當時これらお雇い外国人六名分の給料は、合計月二千百二十五円に達し、県としては相当の負担であった。岩村県令は外国人雇傭をあきらめたわけであるが、戦後処理に精力を集中する必要からであろう。

なお、さきに鹿児島紡績所にいた技師チッセンのその後は不明である。明治十年の外国人立退きの名簿にみえないから、その前に鹿児島を去っていたものであろう。西南戦争になると島津忠義は明治十一年フランス人技師ポール・オジエー(Paul Ogier)を月給七百円で雇傭した。山ヶ野金山の技師としてで

ある。島津家では明治十一年二月二十二日旧来の鉱山方職員すべてを廃止し、三月二十二日オジエーと契約オジエーは四月着任した。「平田宗高手記」明治十一年四月十一日の条に次のようにある。

新納時、今日教師仏人并朝倉某其他鉱山掛ノ人員同伴、山ヶ野鉱山へ被差越候事、

オジエーは十二年四月三十日まで勤務したが、同年九月一日再契約を結び更に継続した。しかしその後事業不振により十三年解雇された。

以上みてきた如く、明治初年特に置県後鹿児島県は外国人雇傭に努めた。まずウィリス八年間の教育はこの辺鄙の地鹿児島に、西洋近代医学の種子をうえつけ、鹿児島県医学界の進歩に大きく貢献した。次いで県は欧米の近代文明吸収の基礎ともいべき語学教育の振興をはかるために、語学教師を雇傭した。嘗て多くの留学生をイギリスその他に派遣した伝統をもつ鹿児島県は、ヨーロッパ文化の長所を認めていたと思われるが、その学習についてまず語学の障壁を破ることが第一と考え、外国人教師を採用したものであろう。更に置県後各般の制度改変が進み、特に明治九年になると、遷延していた地租改正にも着手しなければならなくなり、産業部面の整備は県政の重要な課題となつた。大山県令としてもこれに備えて外国人技術者の雇傭をはかり、県政の発展をはかろうとしたと考えられる。

しかしこれらは西南戦争の突発によつて中絶の余儀なきに至つた。特に折角の語学教育の成果は、多くの青年が戦死したことにより失われてしまつたろうし、外国人技師の業績は緒についたばかりで実を結ぶ暇はなかつたであろう。

聊従来ノ職業ニ差障ナクシテ、大ニ農民ノ益ヲ起スニ足ル可クト存候、

そして、桜島に適する草木類を取寄せて培養することをその筋に申し立てた。

自分の考えでは、「塞子樹・櫻・橄欖其外數種」がよく育つと思う。幸い県では試験園として一年間自分に特定の地区を貸与されたので、去年十一月から着手していたのに、今度の戦争で中絶してしまったのだと記している。これによると大山県令はクラーメルに医学教育だけでなく、植物試験場の經營指導をやらせる考えだったようである。こうしてクラーメルはフランスに種子物や草木苗等を注文していたらしく、それが十年六月横浜に到着した。処置に困ったクラーメルは日本外務省に交渉、外務省では差し当たり内務省勧農局に引取方を交渉した。これはその後十年冬鹿児島県に渡されたようで、県勧業課では適宜苗木場その他に試作し、或は各地の篤農家に依託して播種させた（「鹿児島県史」第四巻）。横浜に着いた時の送状によると「百部根・蚕豆・苜蓿・零陵香」等があり、蔬菜・牧草の種子だったようである。西南戦争後鹿児島県では試験場設置に着手し、十一年には鹿児島西田村新上橋近くに第一試験場、旧私学校跡地に第二試験場を作つて、内外各種の植物の種子や苗を求めて播種植栽した（「鹿児島県史」第四巻）。クラーメルはその端緒を切り開いたものといえよう。

### 西南戦争起る

明治十年西南戦争の発生により、日本政府は鹿児島在留のお雇い外国人を長崎へ避難させることにし、二月二十四日このことをイギリス・ドイツ・オランダ三国公使に申入れ、特にイギリス公使パークスにはイギリス軍艦の派遣を從え

請した。パークスはこれを承諾し、当時長崎碇泊中の軍艦モデスト号に鹿児島回航を命じた。同艦は二月二十五日長崎を出発して、翌二十六日鹿児島港に入港し、居留外国人は四十八時間の猶予を以て同艦に同乗、鹿児島を立退くように伝えた。しかしウィリスとクラーメルは同艦による立退きを拒み、他の四名とアルンストの妻の計五名が、モデスト号で二十八日鹿児島を出発し、翌三月一日長崎に到着した。

島津家々令市来四郎によると、西南戦争発生当初、ウィリスは陸軍と共に活動の約束をして、鹿児島病院の入院患者もすべて解放して準備をしていたが、急に病気を理由にこれを断り、門人三田村某を初め門下生の医員を従軍させたとし、「出軍の医、洋法家には足立梅溪・三田村某・上村某・是枝某等の数輩、漢法の医も多く出発せり」と記している（「丁丑擾乱記」）。

ウィリスと共に医学校教育にも当つていたクラーメルは、医学校及び試験場の処置をつけて、後日便船を得てから立退くという予定で、モデスト号での立退きを断つたという（五月一日付寺島外務卿宛書簡）。しかし長崎在留イギリス領事は、ウィリスらについて、再度鹿児島引揚げを警告、遂にウィリスとクラーメルは勅使柳原前光の便船で長崎へ立退いた。

政府は西南戦争発生後、島津久光及び西郷隆盛の挙動に注目していくが、西郷の戦争参加を確認した後、久光の行動に大きな不安を感じた。かねて久光が明治政府の施政にいろいろ不満を表明していたからである。そこで元老院議官柳原前光を勅使として鹿児島に派遣し、政府に協力するようにとの勅命を伝え久光に少くとも中立の立場をとらせようとした。柳原は参議黒田清隆らを従え

態度がみえる。困った大山県令は、三百五十円を県費から、残り二百五十円は県令が生産会社から借り入れの形をとつて支払うことにした。借入金は波見村富豪の者がかねて波戸場の人費を差出すと言つていたので、何れこの者たちから取立てて返済する予定であったという。生産会社とは島津家出資金をもとに、県下物産の増殖・県外移出をはかる目的で設立された会社で、経営の監督を大山県令に依託していたものである。波見は大隅半島を貫流する肝属川河口にある港町で、志布志湾に面している。「高町山史」は次のように述べる。

波見の港は柏原港と共に大隅半島における海上交通の要港であつた。中世に於て肝付氏は諸物資を波見の港より移入し、籠城に際しての補給口にも当てていた由、又戦国争乱の世となり、日本人が海外に雄飛した頃の海外貿易港でもあり、八幡船の根拠地であつたとも伝えている。又藩政時代に於ける密貿易の根拠地でもあつた。

すなわち古来から大隅半島の要港であり、近世密貿易の根拠地でもあつたといふことで、大山県令はこの波見港の波止場改修工事に着手したものらしい。経費支弁を波見村富豪が約束していたというから、相当の富豪が存在したものであろう。大山のこの工業計画も西南戦争の勃発で挫折し、最近の肝属川改修工事まで永く放置されたままになつたこと、また契約書に「工事局」の諸費及び器械等は県庁の負担という文言があり、工事局を設置して県下工業開発を行う計画をたて、その指導をチッセンに依頼する考え方であつたらしいこと等をみれば頑迷固陋な県令の代表と目されている大山県政について、再検討を試みる必要もありそうである。

なおチッセンの給料六百円が当時どの程度のものかといえば、明治七年官員録によると、太政大臣が八百円、次は左右大臣・参議・卿が六百円で、以上が一等官、二等官になると四百円、三等官が三百円で、チッセンの待遇はわが官吏にすれば最高だつたことになる。次いで同じくオランダ人アルンスト（De-Anst）を、チッセンを補助する職工長として、九年五月から一年間、月給百円で雇傭した。アルンストは六年九月二十五日から内務省土木寮に雇傭されたもので（資料御雇外国人）、夫人同伴で赴任したが、現場監督とでもいう立場であった。

その後九年七月一日から二年間の契約で植物学士クラーメル（C.Kramer）を、月俸二百円で植物学及び医科予備科の教師として雇傭した。クラーメルはドイツ人で、既に日本滞在八年近くという。十年六月一日付クラーメルの寺島外務卿宛書簡によると、鹿児島では

毎日六時間ツ、医学校へ相勤メ、且宿所ヨリ程離レタル試験園ヲ管轄致シ、毎日九時間宛ヨ業務時間ト相定メ罷在候、

とあるから、なかなかの重労働であった。かれが鹿児島勤務を選んだ理由は、九州南方できれば北部琉球島辺までの、動植物類の調査収集研究を行いたいといふ願いからであった。既に僅かの滞在期間に桜島についてその植物及び農業の景況に関する細報を作るまでになつたという。前掲寺島外務卿宛書簡の中には次のように述べている。

拙者儀鹿児島県下ニテ屢々桜島并其他諸万ヘ遊ヒ、其地味ヲ兒分候處、此迄該地ニ無之種々ノ良材木ヲ植付候ニ至極相適シ候様ニテ、培養其宜キヲ得ハ

チッセン契約書の差異比較

	甲号	乙号
契約期間	明治9年2月1日より 3年間	明治9年12月1日より 同12年2月1日まで
給料(月)	350円	600円
支給開始期	特記なし	明治9年2月末

した。前述の紡績所技師チッセンとは同名異人である。チッセンはこれ以前明治六年十二月四日（「資料御雇外国人」では十一月十五日とある）三年契約で内務省土木寮雇となり、同九年十一月十四日満期解約したあと、鹿児島県が十二月一日から雇傭したものである。翌十年二月末には鹿児島を去るので、僅か三カ月間の雇傭ということになるが、実情は少しこれと異なる。それはチッセンと大山県令との契約書に甲号、乙号の二通があつて、その間に多少の差異があり、理解を困難ならしめているからである。甲号・乙号の相異点の最も重要な個所は、契約期間と給料額とで、上掲表のとおりである。今契約期間についてみると時、甲号では明治九年二月一日よりとあるのに、乙号では十二月一日よりとある。それでありながら乙号では給料支給開始期を同年二月末としている。これらのは齟齬について、十年五月二日臨時裁判所における大山綱良の口供がある。それも午前と午後の口供では多少訂正があつたりしてわかりにくいくらいがあるが、土木局長石井省一郎の大久保内務卿宛書面等によつて、チッセンの雇傭事情をまとめると凡そ次のようにある。明治八年の地方官会議（六月二十日—七月十七日）出席のため上京した大山県令は、肝属郡高山郷波見村波止場その他の工事について土木寮に折衝し、旅費・給料鹿児島県負担で技師の派遣を要請した。そこで土木寮では水理工師チッセンを派遣したが、その時期は八年

十一月頃という。或は十月かもわからない。「資料御雇外国人」に「チッセン儀は當時（八年十月頃）鹿児島県へ出張中ニ付」という内務省伺があるからである。九年春石井土木局長が鹿児島に巡回して來た時、チッセンは今九年限りで契約が切れるので、それ以後鹿児島県で雇傭することにしたらどうかとの石井局長のすすめで、かれらの鹿児島滞在中に契約を行つたという。すなわち契約書が二月一日付になつてゐるのはそれを示すものであろう。その後チッセン・石井局長共に帰京した。チッセンの帰京は東京引揚げ準備のためだつたようだが、土木寮から同寮との契約期間中鹿児島出張は許可できぬと言つて來た。恐らく石井局長の独断に異議が出たものであろう。ところが梅雨の頃石井局長等からの書面で、チッセンの鹿児島出張を許すと言つて來て、六月初めチッセンは赴任した。大山県令の口供によると、乙号の十二月一日よりの契約というのは、チッセンの土木寮との契約満期後の正式契約で、實際はそれ以前から勤務していたものという。すなわち甲号が石井局長来県時の契約書で、乙号は土木寮からの異議で形式的には十二月一日からとする必要が生じたための再契約書である。殊に給料は初め土木寮との契約どおり月三百五十円を支払い、九年二月以後は六百円支払つてゐたという。乙号で支払開始期を明記したのは、契約開始期日を修正したため明記の必要を生じたわけである。大山は初め三百五十円で契約するつもりだったが、鹿児島に來てからのチッセンの言い分では、当地ノ工業ハ土木寮御雇ノ用向ト違ヒ、實際ノ業ニ係ルハ月給六百円貰ハサレハ相成ラスト強ク申立タルニ付、

とのことで、現場仕事だから六百円貰わねば駄目だと、やや足元を見すかした

させてくれというもので、留学生三人の不勉強の風聞が知らされて来たもののがようである。コーピースの言い分はこれらを念頭においているものである。なかなか教育熱心な教師であつたといえよう。

### 技術者を招く

語学教師に統いて鹿児島県が雇傭した外国人は、技術者であった。近代日本がヨーロッパ文化を吸収するに当つて、第一の障壁たる語学について、直接ヨーロッパ人から指導を受ける必要は、森有礼の力説したとおりである。これと同様近代科学技術をもつ先進国から専門家を招いて直接その指導助言を受けることも、より以上必要なことであつた。明治初期のわが国お雇い外国人の中に占める技術者の比重が、非常に大であつたのはこういう理由に基づく。鹿児島県でも明治九年、三人の外国人技術者を招いた。

ただその前明治五年頃鹿児島紡績所に外国人技師が雇傭されていた。鹿児島紡績所はわが国機械紡績工場の端緒で、その技術指導にイギリス人技師七人が招かれたことは前述の通りである。その技師たちも滯在一年余で帰国し、その後当分は外国人技師の雇傭はなかつたものと思われる。ところが「明治天皇紀」によると、五年六月天皇の鹿児島巡幸の折、紡績所技師チッセンの家で中食をとられたという。すなわち

(六月二十四日) 正午磯に着御、紡績所技師チッセンの家に於て西洋料理の御昼飯を供進す。畢りて紡績場に臨御し、蒸氣機関・製糸の実況等を天覧あり、(中略) 後年臣僚に御陪食を仰付けらるゝの際、當時を想起したまひ、朕

巡幸して鹿児島に在りし日、供奉数人を従へて一外国人の家に休憩せることあり、老婆西洋料理・茶菓等を供して款待甚だ甚し、但し朕の誰れなるかを知らざるが如くなりきと談笑あらせらるゝこと數々ありと云ふ。蓋しチッセンの家における午餐の事の茫乎として御記憶に存せるなるへし、

とあって、チッセンという紡績所技師がいたというのである。天皇巡幸中各地の外国人に対し勅語等を賜わつたが、チッセンについてはそのようなことはなかつた。恐らく民間会社の雇傭人だからという理由ででもあつたろうか。鹿児島紡績所は元来藩営工場であつた。しかし廃藩置県後政府が官商不許可の方針を打ち出したため、鹿児島紡績所は明治四年十一月から商社組織となって、これまでの生産奉行副役三原甚五左衛門は紡績方掛長となりのち紡績社次長、社長には新納太が就任した。表面上紡績所は県庁の手を離れたわけである。しかし実際は両島津家から県庁に經營監督を委託し、利潤は学校及び窮乏士族救助の経費にあてたという(「鹿児島県史」第三巻)。チッセンの家というのは紡績所技師館(異人館ともい、現在国指定文化財)のことである。チッセンについては紡績所設立以来の関係からイギリス人と思われるが、その雇傭時期・期間給料その他雇傭条件は一切不明である。折角の洋式工場の操業を有効にするため、紡績所では明治初期から外国人技師を再び雇傭していたものと思われるが一応幕末期の継続といえよう。なお明治天皇の思い出話は、明治五年の段階では天皇を神聖特別視する気風のなかつた庶民心情を物語るものといえよう。

新たに成立した鹿児島県が外国人技術者を雇傭するのは、明治九年からである。まず第一にオランダ人水理工師(土木技師)チッセン(Tijssen)を雇傭

御取り成し置き下されたく、是又希い奉り候、（「西郷隆盛全集」第三卷）

とあり、コーピスから今夜来てくれといつて来ているが（その日西郷は桜島に行く予定で、二三日はかかるだろうという。その通知文の追って書きの中の文である）。失敬するから、よろしく取り成してくれというのである。しかも更に年不詳七月二日付（恐らく同年で、前の書簡に続くものと思われる）の西郷から篠原宛の書簡に次のようなものがある。

別紙コップス方より参り申し候間御廻し申し上げ候。極不精の者は何卒相記し置き下されたく、三ヶ月も同様の事に候わば、相改むる様いたしたく御座候に付き、宜敷御願い申し上げ候、以上。（同全集）

コーピスから生徒の出欠状況でも知らせて来たのである。「極不精の者」すなわち欠席勝ちの怠け者の処置について、三ヶ月も同様な状態が続けば改めるようになければならないので、不精者については記しをしておいてくれという意味であろう。これでみると、コーピスは生徒指導について西郷と直接連絡をとつていたものようである。賞典学校ではこのように外国人教師による語学指導を行うと共に、生徒の外国留学をも行つた。すなわち明治八年に木尾満次、救仁郷哲志・日高正雄の三名を、翌九年には野津伝之丞、柏原正一郎の二名をヨーロッパに留学させた。留学先はフランスだったようで、コーピスの十一年二月の休暇願いに次のようなことが記されている。

且ツ賞典学校ヨリ派出、方今在仏之生徒モ該地ヨリ報知ニテ大略承知致候ノミニテ、確乎タル事情モ分明ナラズ、是又掛念不少候付、此度帰国之上該生徒ニ閔スル種々之都合等相調候ハ、彼方ニ向ケ多少之便利ヲ与フルノミナ

ラズ、還タ貴県之御為メナリ、

すなわちコーピスの休暇帰国の際に留学生の状況を調べ、指導の機会を得ることになるので是非休暇を許されたいというのである。コーピスとしては休暇帰国が単に自分の都合だけでなく、県のためになるということを強調したわけであるが、これは単にコーピスのひとりよがりでもなかつた。というのは西郷がフランス在留中の某氏に送つた書簡の草稿というのが三通あるが、それは何れも留学生三人（八年度の木尾ら）の不勉強の噂に関するもので、その中に次のような字句がある。

仏國へ差し出し候留学（欠損）全体、軍功の褒賞として朝廷より各人へ年々下賜候金子、都て相集め、学校を設け、生徒を教育し、是を以て戦争の節相失ない候数多の士官を蘇生せしむるの趣意にて、取起し候事に候得ば、生徒は固より、尋常の心得にては曾てこれなく、戦死の士官に成り易るべき志願を以て修行いたし候訳に候得ば、必ず卒業これなく候わでは相済まさる訳に御座候故、発足の節も、深く戒め差し出し候處、却つて彼地においては、三人共に不勉強の趣相聞得申し候。（中略）（「西郷隆盛全集」第三卷）

と記し、その末尾に次のように記している。

勿論生徒の内幾重にも御教諭を蒙り候共、承引致さず候わば、教師の見切りを以て直様帰国を御許し下さるべき旨、貴丈より委細御申し遣わし下されたく、此段御願い申し上げ候也。

と、折角戦死の士官に成りかわる決心で学問に志し留学までしておながら、不勉強の噂がある。いろいろ教え諭してもその効果がないとなればすぐ帰県

担当時間のことと思われるが、相当の過密勤務であった。尚、前記契約書の末尾に次のように記されている。

(明治十一年)

右ノ約定其價ニテ九ヶ月間即チ千八百七八九年月三十日迄延期候也

明治十年段階で、シェーベルの雇傭契約期間は九ヶ月間延期されていたのである。

シェーベルに統いてコーパスが雇傭された。コーパスの雇傭契約書はシェーベルにくらべ、より簡単な八ヶ条で、その前文に次のようにある。

紀元一千八百七十三年十二月十八日ノ今日、日本鹿児島県大山格之助大人、

斯・ボスゲルス鹿児島ニ於テ盟約ノ条々左ノ如シ、

當時鹿児島逗留和蘭人ヘンリュス・ゲルハルドス・ヘルマンニユス・コーパスナウチ明治六年十二月十八日付で鹿児島県権令（のち県令）大山格之助綱良とコーパスとの間に契約が成立したものである。そのコーパスは「當時鹿児島逗留」とあり、しかも契約書最終項の第八条には、

コーパス先ニ鹿児島県有司ト約定セル者ハ悉ク廃シテ、是ニ新ニ約定ヲ立ツ  
依テ其証トシテ今年今日姓名ヲ印シ印判ス、

とあって、以前「鹿児島県有司」との間に契約を行つていたとある。これから考へると、コーパスは明治六年十二月以前から勤務していたものである。一方コーパスが明治十年二月十九日西南戦争勃発直後、大山県令宛に出した休暇願によると、

拙者四年以来帰国不仕、只書柬ヲ以テ安否ヲ問答致ノミニテ、親類朋友ニモ如何消光寵在候哉モ被為案、

とあつて、明治四年以来来日していたという。しかし鹿児島県への赴任は明治五年六月以前ではない。「明治天皇紀」によると、五年六月天皇の西国巡行の折各地で居留外国人に勅語や金品等を賜っているが、鹿児島では

雇教師英吉利国人ウイリス・同和蘭人シケーベルを召して勅語を賜ふこと例の如し、

とあり、コーパスの名が見えないからである。恐らくシェーベルが一年位勤務した経験から、その斡旋で招いたものと思われ、五年末から六年にかけての時期に来鹿したものであろう。

契約書によると、コーパスは仏・独・英三学教導に任じ、期間は十年まで、給料は明治七年月給二百五十円、八年二百七十五円、九年・十年は三百円という。満期前六ヶ月以内相手方から申出のない時は、三百円で更に一年間再契約同然と心得べきこととしている。

尚コーパスはシェーベルと共に、鹿児島の幼年学校でも教授した。幼年学校は私学校の一で、賞典学校ともいう。明治六年十月のいわゆる征韓論破裂後、西郷のあとを追つて鹿児島に帰つた青少年の教育機関として、翌七年私学校が設立されたことは周知の通りであるが、幼年学校は西郷が在京中東京麹町に設立した集議塾の後身である。その維持費に西郷らの賞典禄をあてたので賞典学校という。「西南紀伝」によると、シェーベルは幼年学校から月俸百円を支給されたというが、コーパスについては明記はない。明治八年六月十九日付西郷隆盛の賞典学校監督條原国幹宛の書簡に、

今日はコッフスより参り候様申し來り居り候処、失敬相勵き候に付き、宜敷

右同氏義ハ同県庁ニ於テ雇入レノモノニ無之、全ク同県士族貴島平八ナルモノ、人民合力ヲ以テ設立セシ私立学校ノ教師トシテ雇入レシモノニ候。という見解を表明した（十月十七日寺島外務卿よりオランダ公使宛公文）。ところがこれに対してもオランダ公使より、

同氏ノ勤務致シ居候学校ハ鹿児島県人ノ兒子ノ為メ該県ニテ致設立候者ニテ貴島平八自己ノ学生ノ為メ同氏ニテ取立候モノニハ無之（申略）右シケーペル氏ノ約定ハ鹿児島県庁ニテ正シク保証被致候儀ニ付、該約定践行ノ儀ハ該県庁ノ責任ニ可有之（十月二十日オランダ公使より寺島外務卿宛公文）

という抗議を受けた。そこで本学校の性格が問題になる。早速日本政府でその設立の事情等を調査した結果、右本学校は島津家の寄附金を以て校費に充てていたことがわかった（前記三条宛上申書）。島津家の寄附金というのは、明治二年政府が維新の功労者に賞典禄を与えた、旧藩主島津忠義にも十万石が下賜された。忠義は再三辞退したが許されず、廢藩後その内五万石を分けて父久光に分家を命ぜられ、残り五万石の処置について、明治六年六月県下学校資金として同年まで五カ年間県に寄附することにした。島津家の寄附金というのは恐らくこのことを指しているのであろう。後述する数人の外国人との雇傭契約は、何れも県令大山綱良名義で行っているのに、このシケーペルだけが何故貴島平八なのか今の処不明である。しかし明治四年十一月最初にスケーペルを雇傭した時の雇傭当事者は果して誰であったか。ユネスコ東アジア文化研究センター編「資料御雇外国人」によると、かれは四年当時二十八歳で、横浜で文部省雇傭となり、鹿児島県出張英仏語学教師として、四年十一月八日から六年十二

月二十六日まで雇傭となつてゐる。初め文部省より鹿児島県への出張教師という形をとつていていたようだ、四年十一月の鹿児島県布告が、「頼入」とあって「雇入」とないのはそのことを意味するのであらうか。

この本学校はその後変則中学となるが、その時期は恐らく明治八年四月と推定される。変則中学について文部省第三年報（内容は明治八年分）には次のよう記されている。

該県変則中学ノ性質ヲ論スレハ、大学ニ非ラス、中学ニ非ラス、和漢洋兵商雜駁一種ノ教則ニシテ、蘭人二名ヲ以テ英語教員トナシ、一ハ給スルニ二百五十円ヲ以テシ、一ハ二百七十円ヲ以テス、

ここに蘭人二名とはシケーペルと次に述べるコープスのことと、シケーペルは八年一月から月給三百七十五円となつてゐたのに、ここに三百七十円とあるのは何かの誤りであろう。変則中学は翌九年八月二十六日廃止され、同日付で文部省成規に基く英語学校及び准中学校が設立された。すなわち英語学校は英学専攻、准中学校はこれまで変則小学校で仏獨学を専攻した生徒を収容して仏獨学を専攻させた。スケーペルは英語学校で教授したと思われるが、或は准中学校にも関与したかもわからない。何れにしても間もなく明治十年二月の西南戦争勃発があり、それによって学校は休校し続いてシケーペルらも解雇されたので、これらの学校の具体的な内容はよくわからない。

ところでスケーペルの雇傭条件であるが、契約期間は明治十年十二月末まで任務は英語及び数学の教授である。給料は初め三百五十円で、明治八年から三百七十五円とし、一日の授業時間は六時間であった。恐らくシケーペルの授業

乙ノ方ニ於テ前記日限ノ外ニ事業ヲ休止シ校用ニ從事シタルノ証ナキニ於テハ、其間ノ給料ハ之ヲ支給セサルベシ、

非レハ給料ヲ与ヘサルベシ、

#### 第十五条

乙ノ方ニ於テ内地ヲ旅行セントスルトキハ、相当ノ吏員ヲ添ヘ旅中ノ周旋及行先マテノ嚮導ヲナサシムヘシ、尤コノ吏員ノ旅費ハ乙ノ方ニテ弁償スヘシ乙ノ方内地ヲ旅行スルトキハ、途中官吏ノ干渉<sup>(二)</sup>ヲ遇フノ患ナク、保護ヲ受ケシムルヲ免状ヲ附与スヘシ、

若双方ノ間ニ紛糾ヲ生スルコトアルトキハ、鹿児島県令ト日本在留和蘭公使ニテ各一名ノ中裁人ヲ選ミ、之ヲ裁定セシムヘシ、然レトモ右ノ中裁人意見協ハサレハ、和蘭公使ト日本外務卿トノ協議ヲ以テ別ニ一名ノ判者ヲ選ミ、双方共其裁決ヲ以テ終尾必行ノ者ト看做シ、直チニ之ヲ実践スヘシ、

校長并福校長兩人記名シ貴島平八ノ実印ト校印トヲ捺ス

ジエー・エー・エッチ・スケー・ペル手記

此ノ約定実行ノ儀保証スル者ナリ

大山綱良実印并県庁ノ印

甲乙何方ニテモ此ノ約定ヲ廢止セント欲スルトキハ、先ツ他ノ一方ニ於テ之カ為メ受クヘキ損失ヲ償フヘシ、

#### 第十二条

何方ニテモ故意ニコノ約定ヲ違背スルトキハ、他ノ一方ニ於テハ之ヲ以テ廃約ト看做シ、之カ為メニ受ケタル損失ノ賠償ヲ要求スルヲ得ベシ、

#### 第十三条

乙ノ方其職任ニ堪エサルカ、或ハ怠惰不品行ノ証跡顯然タルトキハ、甲ノ方ニ於テ此約定ヲ廢スルヲ得ヘシ、

#### 第十四条

乙ノ方百日以上病ニ罹ルトキハ甲ノ方ニテコノ約定ヲ廢物ト看做シ、只前記ノ旅費ノミヲ支給スヘシ、若甲ノ方ニテ復職セシムルトモ、實際復職ノ後ニ

一見して明らかに如く、シケーペルの雇傭契約者は本学校々長貴島平八となつており、兩者の間の「私約」と明記されておる。したがつてわが外務省ではオランダ公使に対して、

うことの負担に堪えかねて、ウイリスが専任者としてシケーペルを斡旋したものと思われる。森が三、四年の間には専任の外国人教師を雇用するようにされたいとした提案は、案外早く実現したわけである。この時のシケーペルの雇用条件は不明であるが、その後明治七年七月五日の雇傭契約書によれば、次の通りであった。

(明治七年)  
千八百七十四年七月五日日本鹿児島県ニ於テ、甲ノ方第一大区三小区本学校校長ト乙ノ方同県在留和蘭人ジョハンネス・アルベルタス・ハンミンチ・スケーペルト、互ニ私約ヲ訂結スルコト左ノ如シ、

#### 第一条

(明治十年)  
乙ノ方ハ本日ヨリ千八百七十七年十二月三十一日マデ都合三年五月二十七日ノ間、日々英語及数学ヲ教授スベシ、

#### 第二条

甲乙何方ニテモコノ約定ヲ改新スルヲ欲セサレハ、千八百七十七年六月三十日以前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ確知スベシ、若其確知ナキトキハコノ約定ハ尚一ヶ年間連続スル者ト看做スヘシ、

#### 第三条

甲ノ方ハ此ノ約定期間中、乙ノ為メニ適宜ノ住家及附属ノ要具ヲ充実シ、但時々之ニ補繕ヲ加フベシ、

#### 第四条

(明治八年)  
甲ノ方ハ本日ヨリ千八百七十五年一月一日マテ毎月金貨三百五拾円或ハ其同価ノ金額ヲ乙ノ方ニ給シ、尔後ハ毎月金貨三百七拾五円或ハ其同価ノ金額ヲ給スベシ、但シ此金額ハ全高若クハ其幾分ニテモ乙ノ方ノ需ニ応シ、或ハ鹿

児島県ニ於テ之ヲ本人ニ渡シ或ハ開港場ニ於テ其代理人ニ渡スヘシ、

甲ノ方ヨリ本条ノ末項ヲ践行スル為メニ、日本ノ銀行証券ヲ以テ支給スルトキハ、兌換等ノ費用ハ乙ノ方ニテ弁償スヘシ、尤其証券ヲ銀行ニ於テ正当ノ引換ヲ得ヘキハ甲ノ方ニ於テ保証スベシ、

#### 第五条

甲ノ方ハ此約定書中記載スル事ノ外、總テ校則ヲ遵奉シ、授業上ノ事ハ時宜ニ依リ必用ノトキハ甲ノ方ト協議決定スヘシ、但シ授業時間ハ一日六時間タルヘシ、

#### 第六条

乙ノ方其授業上ニ付キ意見アルトキハ甲ノ方ノ評議ヲ請フヘシ、又甲ノ方ハ乙ノ方ニ對シ、約定期間中其生徒ヲシテ之ニ恭順ナラシメ、且校員及諸生ノ之ト交接スル者ヲシテ至当ノ礼敬ヲ致サシムヘシ、

#### 第七条

乙ノ方ハ此ノ約定期間中商業ニ從事サセルヘシ、

#### 第八条

日曜日其他追テ甲ノ方ヨリ休日ト指定スヘキ日ヲ休業トスヘシ、

#### 第九条

毎年夏ハ少クモ四十五日冬ハ十八日ヨリ少ナカラサル休暇ヲ許スヘシ、若シ

(下略) (「森有礼全集」第一巻)

と、すなわち洋学を学ぶにはまず語学、ことばを学ぶことが必要で、その語学では音学すなわち発音が「初學ノ専用」で、それを修めてから文字に入り、書法、文法その他に進むべきである。自分もこの春から「精ヲ込メ力ヲ尽シ」で英語指導をやっているが、発音指導はつくづく難しいというのである。鹿児島に帰った森は、自宅近くの興國寺境内で英語塾を開いていた。これも廃寺を利用したものであろう。入塾志願者も多く、熟生中から岩山壮八郎ら五人を東京に遊学させている。(前記横山安武宛書簡参照) 英語塾開設を「森有礼年譜」

(「森有礼全集」第一巻) では、明治二年七月「帰郷後翌年九月まで」とあり、二年を開設したように記してあるが、森のこの上書によると三年春からある。

恐らくこれがほんとうであろう。森によれば、自分の経験からも日本人による英語の発音指導は難しい。

夫故洋学ヲ学ハントナレハ、必其國ノ人ヲ雇ヒ親ク伝習ヲ受サレハ其事必不

出来、

洋学学習にはその国の人を雇つて指導を受けなければ、眞の洋学学習は不可能だ。しかし鹿児島県では現在外国留学生も多く派遣し、他県人も多数雇い入れて、洋学一局の費用も莫大に及んでいる。だからこれ以上新規に外国人を雇傭することは、財政負担も大変だが、幸い英医ウイリスがいるので、当座は十五人ばかりの学生を選んで、ウイリスに発音だけ指導してもらひ、三、四年の間に洋人雇い入れの目的を達するようにしたらどうかと提案している。そして医学指導の契約で来た人に少し無理な話だとは思うが、当人の諒解同意も既

に取り付けてある、といでのであった。森はウイリスの指導時間も、現在やつてゐる浄光明寺跡の学校での授業時間中に込めてやればよい、としている。浄光明寺跡の学校とは、前述の如く明治二年十二月ウイリス着任に当たり、廃寺跡に移した医学校のことである。森のこのウイリスを利用しようという提案は、恐らくその通り採用されたものであろう。それを今度明治四年七月廃藩置県の行われたあと、県では本学校への外国人雇傭に踏み切つたものであろう。その結果雇傭されたのがスケーペルで、鹿児島県は十一月二十五日付で次のように布告した。

此節蘭人シケープル事、本学校教師へ頼入相成候處、全体外国人交際付而者

朝廷より被仰渡置候趣有之、厚待遇之事候間、聊無作法之儀共無之様一統可用心候、此旨県内へ不洩様申渡候、

(明治四年)  
辛未十一月廿五日 鹿児島県庁

(「旧記雑録追録」)

すなわち政府からも、外国人の取扱いについて無礼のないようにせよとの布告が出ていて、シケーペル雇傭について鹿児島県では県下にその趣旨を布告したものである。廃藩置県直後外国人雇傭については、幕末以来の攘夷の気風について政府の方でもいろいろ配慮したものである。

なおこのシケーペル雇傭はウイリスの斡旋によるといい、ウイリスはシケーペルからコミッショングをとり、こんなことは西洋では当然だといつていたといふ、(鮫島近二前掲書)。恐らく医学教育と医院業務の片手間に、語学教育を行

ことを本心から仰っしやるのか」と詰め寄つて來たので、其顔色を見て是は自分と差違える覺悟で來て居るなと思つたが、それに対して「あなたは武士の大事な魂は此の人切庖丁に托してあると云うのか。私は武士の魂は此處にあると思うのだ」と腹を叩いて見せた。そこで相手が一寸氣を呑まれてしまつた所を、他の人々が来て取押えて引つ張つて行つてしまつた。（木場貞長「森有礼先生を偲びて」南国史叢第四輯所収）

という。後年明治九年三月政府は廢刀令を出すが、これが西南日本における士族叛乱の因でもあるとされるのを思う時、版籍奉還前の明治二年五、六月の日本人の代表的な意見は由利のようなものであつたろう。この話を森から直接聞いたという木場貞長は、このことについて、

其の時は其儘無事帰られた。其の後非常に物議が起つて、森は不届きな奴だから生かして置てはならぬという声があちらこちらに挙り、身辺甚だ危険になつて來たので、森さんが予て眼をかけて居られた高橋是清、後の子爵、それから後に日本銀行の重役になつた鈴木某ともう一人の人と三人で、徹夜して恩人を護衛して居つたと云うことであります。それから政府の方でも捨てて置けないと云うことになつて、官を罷めて郷国へ帰らしめたのであります

（同上）

と言つてゐる。すなわち森は同六月二十日辞表を提出し、徵士並びにこれまでの職務を免せられ位記も返上、七月鹿児島に歸り、翌三年九月まで郷里に滞在していたのである。しかし如何に郷里とはいえ、鹿児島士族の反応がよからう筈はあるまい。一方鹿児島藩では明治二年廢仏毀釈を行つて、神道による信仰

界の統一をはかるとするなど平田国学志向の動きが強まつていたこと等が相乗作用を起し、洋学を偏見固陋とするような空氣をかもし出していたのではないかと思われる。

ただ森が明治三年七月七日鹿児島から在京の兄横山安武に出した書簡（「森有礼全集」第二卷所収）によると、そのころ「學館改革之世評も多く承り候得共未た其本を總る人物も無之、所詮六ヶ敷相見得申候」とあり、造上館改革の動きはあつたようだが、中心になり総括できるような人物が居らず、なかなかむつかしかろうと言つておる。藩では同じ七月に参政橋口与一郎を學館並びに西洋医学校の監督にし、のち静岡県人蓮池新十郎を雇傭して学制の改革を行うのだが、これは或は森の期待とは異つた方向だったのではないか。森は同じ書簡の中で「此地にては洋学者甚た少く、どうも勝手に參り兼候訳有之、困却此事に御座候」と嘆いており、森一人孤軍奮斗する鹿児島の空氣を伝えている。

かといって維新後の状況から考えて、幕末以来の開化方針を圧殺してしまっては至らなかつた。すなわち本学校への外国人語学教師の採用は、そのことを物語つていいよう。これについて森が同三年五月、鹿児島藩知事島津忠義宛てに出した次のような上書がある。

洋学ハ語学ヲ第一ト致、其語学ノ内又音学ヲ以初学ノ專要トシ、夫ヨリ広ク文學ニ涉リ、書法・文法・算法其他百般ノ学科ヲ漸次ニ修行仕ル事ニテ、春來卑臣精ヲ込メ力ヲ尽シ指南方仕来候得共、元來其才未熟殊ニ音調ノ科ハ至テ難ク、仮令相應熟達ノ人ニテモ之ヲ同國ノ人ニ教ヘ、彼等ト存分接対<sup>(待)</sup>答<sup>ヲ</sup>為丈ノ活法ヲ授ケ候義ハ、決シテ不出来事ニテ、是ハ洋人モ兼テ申事ニ候

伴つた。

ところが廃藩置県以後の鹿児島県が積極的に雇傭した外国人は語学教師であった。すなわち明治四年（一八七一）十一月雇傭契約したオランダ人シケーベル（スベーベル、J. A. H. Schepel）と、その後雇傭したオランダ人コープス（Hg. H. Coops Busgers）である。（コープスについてはフランス人とかイギリス人とかの説もあるが、明治十年の公文書ではオランダ人となっている。）すなわちかれらは本学校教師として雇傭されたものであるが、本学校というのは和漢洋兼修の中等学校であった。

これより先薩摩藩では元治元年（一八六四）六月鹿児島に開成所を設立し、陸海軍諸学科等を教授した。初め教授には石川正竜、八木玄悦らの蘭学者を用いたが、慶應元年（一八六五）末幕府鉄砲方手付中浜万次郎を招き、航海術等のほかに英語を教授させた。中浜は嘗て嘉永四年（一八五二）アメリカから琉球に送還されてきた時、鹿児島に召致され四十数日間滞留して、船舶模型の製作をやり、藩士に造船術を指導したりした経緯がある。次いで林謙蔵（安保清保）・牧退藏（前島密）・芳川顕正・嵯峨矩重・田中浩蔵等を招いたが、かれらは殆んど英学者であった。また勝海舟門下の前河内愛之助その他二、三の蘭学者或は仏学者を招いたが、開成所の大勢は英学に傾いた。慶應三年三月にはイギリス帰りの寺島陶蔵（宗則、もと松木弘庵、のちの外務大臣）が教授に任せられた。このようにして開成所は幕末における薩摩藩の英学センターとなつた。

明治に入ると元年三月から五月にかけて島津久光の行つた藩制改革で、開成

所は藩学造士館に合併され、館内は和学（のち国学）・漢学・洋学の三学局に分けられてその一部局となつた。その生徒人員は和学局三十人・漢学局七十人・洋学局百人で、洋学局が最も多かつた。しかし同四年（一八七一）正月藩は学制の根本的改革を行い、同月十日洋学局を廃止し、その跡に本学校を建てた。その改革布告によると、これまで洋学の風に偏見固陋の弊があり、実用に適せぬ傾向があつたので、旧習を一洗し、皇漢洋三学を兼修し、普通の学問を開いて天下国家有用の人材養成を期するところある。すなわち初め独立していた開成所が造士館に合併され、その一部局となり、今まで全く廃止され、幕末以来の洋学採用の方針は、明治維新の時代を迎えてむしろ後退の一路をたどりつつある觀がある。特にこの度洋学局廃止の理由を「偏見固陋の弊」ありとした点、具体的に何を指すのか不明であるが、或は旧薩摩藩士で、慶應年間のイギリス留学生の一員であつた森有礼の動きと関連があるのかもわからない。森は明治元年六月帰朝して新政府に仕え、同二年五月二十七日公議所に「官吏兵隊の外帶刀を廃するは随意たるべき議案」（「森有礼全集」第一巻）、いわゆる廃刀案を上提して、六月二日公議所の会議で満場一致で否決されたのである。（「明治天皇紀」）公議所における廃刀案上提の折の状況について、森の直話とされるものでみてみると、次のようにある。

自分が公然廃刀論を唱えると、由利公正がズッと自分の前へ進んで来て、「もう一遍言って御覧なさい。今何と言いましたか」と言うから、自分は「武士が常に大刀を帯びて居ることは大いに文明の趣旨に反くから、速かに廃すべきものである」と答えたが、「あなたは武士の魂たる此の刀を廃せと云う

一）である。その翌年有名な生麦事件が起り、イギリス人に死傷者が出てウイリスはその治療に当った。来日二年目、生麦事件を通じてウイリスと薩摩との出会いが始まったわけである。更にその翌年薩英戦争が発生するが、その時もウイリスはイギリス艦隊に同乗して鹿児島にやって来た。まさか数年後この敵国薩摩に、お雇い外国人として赴任しようなどとは、全く予想もできなかつたであろう。しかしウイリスと鹿児島との関係は、このように何か運命的なものがあつた。

明治元年正月の鳥羽伏見戦争の時、薩摩藩では負傷者を京都の相国寺養源院内に開設した藩の病院に収容して治療に当つたが、治療法が未熟で死亡者が多かつた。そこで藩ではイギリス公使パーカスに医師招聘を交渉し、パーカスはこれを快諾した。こうして薩摩藩の病院に派遣されたのが、当時神戸碇泊中の英艦に乗組んでいたウイリスであった。このアイデアを出したのは大山巖で、大山は西郷隆盛・大久保利通の賛成を得て神戸に行き、同地の外交事務に当つていた寺島宗則・五代友厚を通じてパーカスに交渉した。攘夷の余風さめやらぬ当時、はじめての外国人入京ということで、ウイリスは大山巖や野津鎮雄指揮下の薩摩藩兵に護衛されて、正月二十七日京都に入つたのであるが、当時の薩摩藩兵は外国人を嫌つてウイリスから遠く前後に離れて歩き、ウイリスの側には大山や野津ら僅かの人があつて歩いたという。だがウイリスの治療技術は薩摩藩兵の眼を見はらせるものがあつた。西洋外科医術の進歩を薩摩藩兵は正に身を以て体験したのであるが、これが後にウイリスが鹿児島に招かれる機縁となつたのである。

薩摩藩では明治元年十月医学院を設置し、西洋医学、漢方医学折衷の教育を行つた。翌二年これを西洋医院と漢方のための医院に分け、医院（漢方）は同年六月廃止し、西洋医院は十二月淨光明寺跡（同年廃仏毀釈で廃寺）に移して西洋学校と改称、更に間もなく医学校と改称した。成辰戦争中の経験でイギリス人医師の医術の卓抜さを充分認識していた藩庁では、鹿児島にイギリス人医師を招いて、西洋医学をとりいれようとはかつた。そこで明治二年四月横浜病院（成辰戦争中政府軍の設置した病院）でウイリスと共に働いていた英医シドル（J. B. Siddle）の雇傭方を政府に願い出て許されたが、シドルが実際に着任したかどうかはよくわからない。ところが同年政府の方針がドイツ医学輸入に転換したため、ウイリスは解雇されることになった。その処置に窮しているのを知つた鹿児島藩参政西郷隆盛は、当時政府に在つた大久保利通と協議の上、ウイリスを鹿児島に招くことにし、十二月三日ウイリスは東京を出発して鹿児島に赴任した。同月中旬迄には着任したと思われるが、以来八年間（一時帰国）西南戦争勃発の時まで、鹿児島に留まつて近代医学の普及発達に努めた。ウイリスの雇傭には政府の医学採用方針の転換という偶然が大きく働いてはいるが、鹿児島藩の西洋医学採用ということは、鳥羽伏見戦争を契機とする成辰戦争中の経験により、その医学の優秀さを深く認識していたことに基因するものである。

外国語教師

このウイリス雇傭は廃藩置県以前のことと、しかもそれには多少の偶然性も

# 明治初期 鹿児島県のお雇い外国人

芳即正

薩摩藩では慶応年間わが国最初の機械紡績工場を建設するに当り、機械類をイギリスから輸入すると共に、慶応二年（一八六六）末から三年初めにかけてイギリス人技師を招いて、工場建設や機械のすえつけ・運転操業等の指導に当らせた。かれらとの契約期間は二年乃至三年であったので、当然明治年間にかけて滞在すべき筈であったが、討幕戦争という日本の内乱発生に不安を感じてイギリス人技師たちは一年余りで帰国してしまった。幕末とはいっても既に明治の曙光のほの見えた時期であるので、或はこれらの技師たちについても本稿の対象とすべきかもわからないが、ここでは明治初年に限定するという意味から、この人たちについては割愛することにした。

新しい発足を始めた明治日本は、範を欧米にとり、極力その文明の吸収に努めた。そのため多くの欧米人を雇い入れて、かれらに直接の指導を依頼した。いわゆるお雇い外国人である。その雇い入れは政府各機関が行つたばかりではなく、志ある各府県では独自に外国人雇用を行つて地域の開発に当つた。明治五年の政府雇用の外国人は二百十七人にのぼるという（「御雇外国人一覧」明治文

化全集第七卷所収）。鹿児島県もその例外ではなく、むしろ各府県中でも積極的な部類に属するようである。以下如何なる部門にどのような外国人が雇用されたかについてまとめてみる。

## 英医ウィリス

明治にはいって鹿児島藩が初めて雇い入れた外国人は、イギリス人医師ウィリス（W. Willis）である。このウィリスについては、幸いに鮫島近二著「明治維新と英医ウィリス」（昭和四八年刊）や元鹿児島大学医学部長佐藤八郎述「英医ウイリアム・ウィリス略伝」（昭和四十三年刊）等があつて、相当綿密な研究が行われている。また最近朝日新聞に連載中の萩原延寿「遠い崖」『サトウ日記抄』にも、ウィリスのことがよくでている。特に明治期、それも西南戦争とウィリスの関係については、今後詳細にふれると予告されているので新しい事実がでてくるのではないかと期待される。したがつてウィリスについての詳細は、これら先人の業績に譲つて、ここではその概略を摘要するにとどめる。

ウィリスがイギリス公使館付医官として日本に来たのは、文久元年（一八六